

想定される配置技術者のパターン毎に兼務の可否を明示した。  
 （兼務できる場合：“○”、兼務できない場合：“×”）

＜専任の主任技術者が兼務できる場合の基本パターン＞    ＜監理技術者が兼務できる場合の基本パターン＞

主	○	工事①	工事②
請負代金額		4,000万円以上	4,000万円以上
主任技術者		技術者A	
監理技術者		—	—

※兼務できるのは原則2件程度まで

【兼務を認める要件】  
 専任の主任技術者は、「密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらを管理することができる」  
 ＜密接な関係とは＞  
 ・資材を一括調達するもの、同一の下請け業者で施工 など  
 ＜近接とは＞  
 ・工事現場の相互の間隔が10km程度

監	○	工事①	工事②
請負代金額		下請4,500万円以上	下請4,500万円以上
監理技術者		技術者A（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		技術者B	技術者C

※兼務できるのは2現場まで

【兼務を認める要件】  
 ・「同一地域振興局管内」又は「現場間の移動時間が概ね1時間程度」であること。  
 ・工事現場毎に専任の監理技術者補佐を置くこと。  
 ・技術的難易度が高い工事（トンネル、長大橋など）でないこと。  
 ・24時間体制での応急処理や緊急の巡回が必要な維持工事同士でないこと。

①非専任の主任技術者と特例監理技術者が工事を兼務する場合

1	○	工事①	工事②
請負代金額		4,000万円未満	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者B
監理技術者補佐		—	—

2	○	工事①	工事②	工事③
請負代金額		4,000万円未満	下請4,500万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者B（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者C	技術者D

3	○	工事①	工事②
請負代金額		4,000万円未満	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）
監理技術者補佐		—	技術者B

※主任技術者、特例監理技術者ともに非専任であるため兼務できる。

4	×	工事①	工事②	工事③
請負代金額		4,000万円未満	下請4,500万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者B	技術者C

※特例監理技術者が兼務できる工事数は2件まで

②専任の主任技術者と特例監理技術者が工事を兼務する場合

5	○	工事①	工事②
請負代金額		4,000万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者B
監理技術者補佐		—	—

6	○	工事①	工事②	工事③
請負代金額		4,000万円以上	下請4,500万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者B（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者C	技術者D

7	×	工事①	工事②
請負代金額		4,000万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）
監理技術者補佐		—	技術者B

※専任の主任技術者とは、兼務できない。

8	×	工事①	工事②	工事③
請負代金額		4,000万円以上	下請4,500万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		技術者A	—	—
監理技術者		—	技術者A（特例監理技術者）	
監理技術者補佐		—	技術者B	技術者C

※専任の主任技術者とは、兼務できない。また、特例監理技術者が兼務できるのは2件まで

9	×	工事①	工事②	工事③
請負代金額		4,000万円以上	下請4,500万円以上	下請4,500万円以上
主任技術者		—	—	—
監理技術者		技術者A（特例監理技術者）		
監理技術者補佐		技術者B	技術者C	技術者D

※特例監理技術者が兼務できる工事数は2件まで